第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二　法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による組合員（同法附則第十八条第三項の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

二　地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員（次号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務

三　組合員に係る標準報酬の月額（地方公務員等共済組合法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）、標準期末手当等の額（同法第四十四条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。）又は組合員期間（同法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）に関する事務

四　地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給に関する事務

五　地方公務員等共済組合法第五十七条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

六　地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務

七　地方公務員等共済組合法第百十二条第一項（第一号の二から第三号までを除く。）の福祉事業及び同法第百十二条の二の特定健康診査等の実施に関する事務

八　地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務

十　地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

十一　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十二　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務

十三　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十四　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う第二十一条の二第三項各号に掲げる事務に準ずる事務

第三十二条に次の一号を加える。

三　老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関する事務

第三十四条に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する事務

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

第三十五条　法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務

第三十六条　法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の給付金の支給に関する事務

第三十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第三十七条に次の一号を加える。

八　前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務

第三十八条第二号中「障害児童福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

第三十八条に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する事務

第四十条第六号中「診察」を「診療」に改める。

第四十六条に次の二号を加える。

七　高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項又は第二項の保健事業の実施に関する事務

八　高齢者の医療の確保に関する法律第百三十八条第一項又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務

第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二　法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付又は脱退手当金及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の三　法別表第一の六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務